

大津町

ひとり親家庭等医療費助成の申請手続きが変更になります

(令和 6 年11月診療分～)

※現物給付方式を導入

大津町では、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ひとり親家庭等の医療費の一部助成を実施しています。

受給対象者の方の負担軽減と、さらなる利便性の向上を踏まえ、令和 6 年11月 1 日から医療費の助成内容を変更します。

※受給者番号が変わります。

**受給者証は医療機関窓口で
必ず提示してください**

支払方式	受診から支払いまでの流れ
現物給付方式 ひとり親医療費助成後の自己負担額(一部負担金額の 3 分の 1 に相当する額)を医療機関窓口で支払う。 ※受給者証の提示が必要です。	①県内医療機関を受診 ②健康保険証と ひとり親家庭等医療受給資格者証(緑色)を提示 ③ひとり親医療費助成後の自己負担額のみ(一部負担金額の 3 分の 1 相当額)を窓口で支払う

注意事項

- ※国民健康保険、社会保険の方は医療機関窓口で「**大津町ひとり親家庭等医療費受給資格者証(緑色)の提示が必要です。**

(窓口で提示がない場合、後日役場への医療費助成の申請が必要になります。)

※後期高齢者医療保険の方は医療機関窓口での受給者証提示は不要です。

2 **以下の場合、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。**

これまでどおり町の窓口へ領収書を持参し申請後、口座へ振込む「償還払い方式」となります。

① **年齢が 70 歳以上の人**

② **窓口負担額が 21,000 円以上のもの**

③ 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合

(受給資格者から町の窓口へ申請し、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)

※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。

④ 他の法律や制度で一部負担金が安くなる時(自立支援医療・特定疾病など)

⑤ 交通事故等の第三者行為による診療の場合

⑥ 健康保険が適用されない場合

3 更生医療(人工透析等)や特定疾病、特定疾病(難病)、自立支援医療(精神通院)等の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証のみを医療機関窓口にご提示をお願いします。端数の額の助成は、これまでどおり町の窓口へ領収書を持参し申請後、口座に振込む「償還払い方式」となります。

4 ひとり親医療、こども医療、重心医療の併用はできません(いずれか1つを選択)。

5 ご加入の健康保険組合等から、高額療養費や付加給付が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に、高額療養費または付加給付の支給があったことが判明した場合には、支給額の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

6 助成金の支払い(償還払方式)について

令和6年11月分からは、下記の通りになります。

国民健康保険、社会保険の方 (70歳以上の方、窓口負担額が21,000円以上の方)	申請月の1カ月後に支払い
--	--------------

※高額療養費や付加給付が発生した場合は金額を確認した後の支給となります。

※高額療養費、付加給付とは？

どちらも、各健康保険で決められている1か月の医療費の上限額を越えた場合、医療費の払い戻しをする制度です。

高額療養費	全ての健康保険で実施	
付加給付	一部の健康保険で実施	<ul style="list-style-type: none">・大手企業の健康保険に多い・上限額も各健康保険で異なる・名称が違う場合もある

受給対象者

- 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母
- 18 歳(誕生日を迎えて最初の 3 月 31 日まで)のひとり親家庭の児童

所得制限

上記対象者の方でも、所得の制限により助成を受けられないことがあります。
毎年、所得の確認が必要であるため、受給資格者証の有効期限は10月末となっています。
※毎年 8 月に更新の手続きが必要です。

対象となる医療費について

- 1 入院、通院、訪問看護にかかる保険給付の対象になる費用
※ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費等は除きます。
- 2 自立支援医療、療養介護医療、障害児施設医療にかかる本人負担分
保険給付になる治療用装具にかかる経費の本人負担分
上記の条件を満たし、診療月から1年以内のものが対象となります。

【例】受給資格者(70歳未満)が国民健康保険(自己負担3割)で県内の医療機関を受診し、
医療費総額が20,000円の場合

医療費総額20,000円			
【償還払い】	保険給付(7割) (14,000円)	窓口支払額(3割) (6,000円)	
		ひとり親医療費 (4,000円)	自己負担額 (2,000円)

- 受給資格者は、受診後、町へ申請を行い、ひとり親医療費 4,000 円が受給資格者の口座に振り込まれます。

医療費総額20,000円			
【現物給付】	保険給付(7割) (14,000円)	ひとり親医療費 (4,000円)	窓口支払額
			自己負担額 (2,000円)

- 窓口支払額は、自己負担額の 2,000 円のみになります。ひとり親医療費 4,000円は、原則、診療の翌々月に、町から熊本県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等へ支払います。

次のような場合は、町役場への届出が必要です。

- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 受給資格者が亡くなったとき
- 大津町外へ転出するとき
- 受給資格者証を紛失したとき
- 生活保護を受けることになったとき

問い合わせ先

大津町役場 福祉課 福祉係 TEL:096-293-3510
